



11月18日号

相続物件 荷物の処分はどうする？ 一人で悩まず みんなで解決!!

不動産売却相談 増加しています

名酒買取新聞でも度々お知らせしております、不動産相続登記の義務化。来年4月1日からの施行を控え、当社への売却相談も増えてきております。中でも多いのは、知人や親戚・ご家族など所有者の代理の方からの問合せです。所有者が遠方にお住まい・高齢でご来店が難しい・自分から電話するのはちょっと…など理由は様々ですが、不動産を手放したい方々からお悩みの声を沢山頂いております。

一人で抱え込まない

周りのサポートが必要

ご相談頂く中で特に多いのが、「空家に荷物が手つかずのまま残っているけど買取してもらえないの？」という内容です。色んな書類や家電・家財道具、倉庫に保管されたままの農機具など、とても一人で簡単に処分出来るものではありません。売却前に整理しておきたい場合は、家族や周りの方の協力が必要となってきます。

「自分にはそんな資産なんてないから相続するものなんて無いわ。」と放置している方ほど、実は要注意。何もせずにそのまま家族に相続して引き継がれ、家族が処分に困るケースがよくあります。

不動産の
即金買取
名酒コンサルタント
0120-56-9367

【南勢支店】松阪市小野江町字大町716番地2
TEL 0598-56-9363
TEL 0598-56-9368
FAX 0598-56-9368
【本社】四日市市久保田一丁目5番41号
TEL 059-352-7100

お悩みスッキリ解決 困った時の頼れる存在

お家の中に残ったままの荷物は、一般ゴミや粗大ゴミなど様々。分別・片付けに時間を要します。個人情報掲載された機密文書の処理は、専門業者への依頼をおすすめしますが、相当の費用を見込む必要があります。

自分一人では片付けられない、業者を手配するのも難しいという方には、当社の「不動産買取」をおすすめしております。買取ならば、片付け不要で荷物はそのままでも買取させて頂くことが可能だからです。

当社は、お客様から買取させて頂いた大切な不動産を心をこめてリフォームし、また新しい方に大切に使用して頂けるように中古住宅再生販売に力を入れております。「物置」状態になる前に、処分に困る前に一度、名酒コンサルタントへお問合せください。もちろん買取相談だけでなく、不動産売却にかかる税金や確定申告、隣地との境界がいまいちな場合の測量、登記変更などの手続きや不動産の権利関係についてなど、様々な手続きもサポートします。どうぞお気軽にお問合せください。

相談無料

無料査定



令和6年4月1日より

不動産相続登記が義務化となります

少しでも出費を抑えて自分で手続きしたい方
手続きで分からないこと、不安なこと
是非 名酒コンサルタントへ
お気軽にご相談ください。



バックナンバー

過去の記事をご覧ください



- *【3月4日号】 不動産は「元気うちに現金に!」
- *【3月18日号】 「残された妻や子を襲う空家管理の恐怖…?」
- *【4月8日号】 「今年のGWは草刈りorレジャー?」
- *【4月22日号】 「不動産相続の沼!? 固定資産税 地獄」
- *【5月27日号】 あなたの空家は大丈夫? 今すぐチェック!
- *【6月17日号】 不動産相続… あなたはどう考えますか?
- *【8月12日号】 お盆 家族会議のチャンス到来
- *【10月21日号】 残す? 残さない? 子や孫の為に出来る事

メイシコンサルタント 検索 (株)名酒コンサルタント ☎ 0120-56-9367

三重県松阪市小野江町字大町716番地2 TEL0598-56-9363 FAX0598-56-9368 本社 三重県四日市市久保田一丁目5番41号 TEL059-352-7100